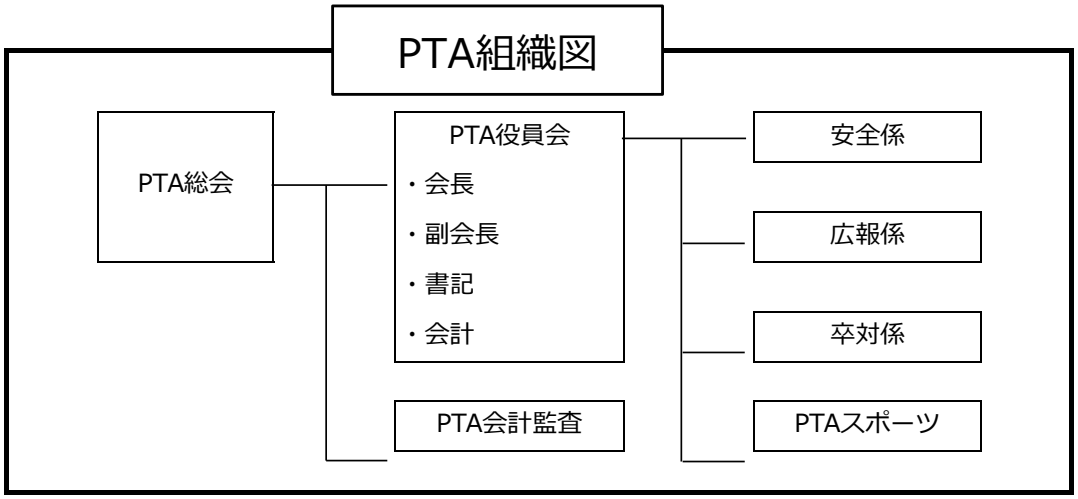
＜PTA規約＞

現行	改定後とその理由
（名称及び事務所） 第1条　この会は、名称：練馬区立下石神井小学校ＰＴＡ 所在地：〒177-0042東京都練馬区下石神井2-20-18 以下、下石神井小ＰＴＡ（保護者と先生の会）といい、事務所を同校内におく。	変更なし
（目的） 第２条　この会は次の事を目的とする。 １ 児童が心身ともに健やかに育つよう会員同士がお互いに助け合うことを目的とする。 ２ 練馬区立下石神井小学校を充実させるよう活動する。	変更内容：下線部分を追加 ２ 練馬区立下石神井小学校を充実させるよう学校と協力し活動する。 変更理由：学校と保護者の考えを一致し活動するため
(活動) 第３条　この会は前条の目的を達成するために、次のような活動をする。 １ 会員相互の教養の向上に資する諸活動。 ２ 家庭と学校の緊密な連携による児童のよりよい生活と環境の整備。 ３ 児童の教育や福祉のための他団体、および機関と協力する。 ４ 特定の政党や宗教に関わることなく、また営利を目的とする活動を行わない。 ５ その他目的のために必要と思われる活動を都度ボランティア募集し行う。	変更内容：下線の追加 ４ 特定の政党、団体や宗教に関わることなく、また営利を目的とする活動を行わない。 ５ その他目的のために必要と思われる活動は都度ボランティアを募集し、行うが学校及びこの会に強制力はないものとする。 変更理由：任意団体なので、強制的な活動となることを防ぐため
（会員） 第４条　　この会の会員は次のとおりとする。 １ 練馬区立下石神井小学校に在籍する児童の保護者。 ２ 練馬区立下石神井小学校副校長及び教職員。 ３ 毎年、会員の入会・継続の意向を紙面もしくはその他の方法で確認する。	変更なし
（経理） 第５条　この会の経費は会費及び寄付金、その他をもってこれにあてることとする。 １ この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。 ２ 会費は 1 家庭につき、1500 円/年とする。 ３ 中途退会についての返金は行わないこととする。 ４ 非入会者から受け取った会費は寄付金扱いとする。	変更内容：下線、 ５を追加 ４ 非入会者から受け取った会費は協力金扱いとし、会費同様の取扱いとする。 ５ 年２回の会計監査を実施し,会計監査の選出はＰＴＡ会員の中から立候補により正式な応募方法で応募後、総会で承認を得る。 変更理由：協力金とすることで会費と同様の扱いとするため 会計監査は必ず必要なため、係からは外すものとする
（役員） 第６条　この会に次の役員をおく。 １ 役員人数 会長　　１名 副会長　２名～　（副校長含む） 書記　　１名～ 会計　　１名 会計監査は一般会員から選出する。 上記人数を基本とするが、その年の立候補者数により変動することがある。 ２ 立候補者がいない場合は次年度のＰＴＡ活動は１年間休止する	変更なし

（役員の選出、任期） 第７条 １ 役員は正式な応募方法により立候補（推薦含む）した後、総会で承認を得る。 ２ 役員の任期は１年と以上とし、再選を妨げない。 ３ 会員情報、会費等の取り扱いの観点からＰＴＡ役員の選出はＰＴＡ会員であることを条件とする。 ４ 規約違反、不正を行った者は任期に関係なくＰＴＡ役員を辞退し、永年役員になることを不可とする。	変更内容：１から「推薦含む」を外す １ 役員は立候補により正式な応募方法にて応募した後、総会で承認を得る。 変更理由：役職問わず応募方法は統一するため
（役員会） 第８条 １ 役員会は原則として不定期開催とする。 ２ 役員会は会長、副会長で構成し、必要に応じて本会役員を招集する。 ３ 定例会において、年数回は学校側の責任者、役員との意見交換の場を設けるものとする。	変更なし
（総会） 第９条　総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成する。 １ 総会は年に 1 回以上開き、年間活動計画の審議、予算の審議決定並びに会計決算報告、役員及び会計監査の選出、規約改定、その他必要事項を決定する。 ２ 総会は会員の 1/10 以上の出席をもって成立し、会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 ただし、欠席者については、その者の委任状の提出をもって出席とみなす。 ３ 役員は総会の事前に全会員に審議事項を知らせる。 ４ 臨時総会は役員が必要と認めたときに開催する。 ５ 活動に関してはＰＴＡと学校それぞれが合意し総会にて決議をする。	変更なし
（係） 第１０条　この会の目的を達成するため係を置く。 «安全係» 旗持ち、馬出し、パトロール。 «広報係» 学校広報誌「さつき」の作成、印刷、配布。 «卒対係» 卒業アルバムの作成、卒業記念品の選定、発注など。 «会計監査»年２回の監査 会計監査の選出は正式な応募方法より立候補（推薦を含む）した後、総会で承認を得る。	変更内容：係から会計監査を外す １を追加 １ 立候補者がいない場合は次年度の係活動は１年間休止する 変更理由：会計監査は必ず必要なため 係活動とPTA活動を統一するため
	変更内容：第１１条　ＰＴＡスポーツについて以下条文追加 ＰＴＡスポーツとは、ＰＴＡ会員である本校保護者と卒業生保護者によって結成された、卓球、バレーボール、ソフトボールチームが該当する。 以降、条文番号変更 変更理由：ＰＴＡスポーツについての理解を深めるため
（会員への報告） 第１１条　書類の配信・配布を担当役員作成→役員内にてメール等を通じて確認→副校長に確認→担当役員より全会員に書類配布、メール配信する。	変更内容：書類配布、メール配信→書類配布またはメール配信とする 変更理由：配布、メール配信のどちらかの可能性があるため
（個人情報） 第１２条　この会がＰＴＡ活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理及び開示については「個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。	変更なし
慶弔金 児童・会員・教職員死亡の場合は本人に限り 5,000 円霊前に供える。 教職員が結婚・出産する場合は、 5,000 円をお祝い金とする。 その他の場合は弔事に限り、弔電をもって代えることとする。	変更なし

＜個人情報の取扱い＞

現行	変更と理由
（目的） 第１条　この個人情報取扱規約は、下石神井小学校ＰＴＡ（以下「本会」 という。）が取得・保有する 個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する 会員の権利・利益を保護することを目的とする。	変更内容：本会→この会（全て変更） 変更理由：規約と統一するため
（責務） 第２条　この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、ＰＴＡ 活動において個人情報の保護に努めるものとする。	変更なし
（周知） 第３条　個人情報取り扱いの方法は、総会資料または通知などにより会員 に周知する。	変更なし
（個人情報の取得） 第４条　この会が取り扱う個人情報とは、会員から同意を得てＰＴＡ会長が 書面により、提出された次の 事項とする。 氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項	変更なし
（同意の取り消し） 第５条　会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の 事情により個別の項目またはすべての項目について、同意を取り 消すことができる。 本会は前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を 廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿として すでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。	変更なし
（利用目的） 第６条　この会は取得した個人情報は、次の目的のために利用する。 （１） 会費請求、その他文書の送付 （２） 緊急時・災害時などの連絡網の作成	変更内容：（２） 会員名簿および地図の作成の削除 変更理由：個人情報保護の観点から、名簿、地図の作成はしないため
（管理） 第７条　個人情報は本会が適正に管理する。 不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。	変更なし
（第三者提供の制限） 第８条　この会は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。 （１） 法令に基づく場合 （２） 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき （３） 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に特に必要 がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき （４） 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する 必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき （５） 活動内容を除く、ＰＴＡで知り得た情報等は一切公表してはならない。	変更内容：(5)を削除し第9条とし、下線を追加 第９条　活動内容を除く、ＰＴＡで知り得た情報等は家族を含む第三者には一切公表してはならない。 変更理由：(5)は第8条に付随する内容でないため、第9条とし、 情報漏洩を防ぐため、家族も含めるものとする
（開示、訂正） 第９条　個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な 書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。	変更内容：第9条→第10条 変更理由：第三者情報の制限に項目追加したため


PTA組織図
PTA総会
PTA役員会
・会長
・副会長
・書記
・会計
PTA会計監査
安全係
広報係
卒対係
PTAスポーツ